

○財務省告示第五十九号

中華人民共和国産電解二酸化マンガンの係る関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（平成三十年財務省告示第百十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項の調査の結果、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンについて、同条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 電解二酸化マンガン

(二) 銘柄、型式 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。

）

(三) 特徴 主として、電池の材料に用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十年九月一日から平成三十六年二月二十九日までの期間（法第八条第二十五項の規定に基づき平成三十一年三月五日より延長される期間を含む。）

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 本件調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号

）第一条第一項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国のうち、中国を原産地とするもの

(二) 本件調査の対象となる期間

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売につ

いて市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、平成二十四年四月一日から平成二十九年十二月三十一日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 平成二十四年四月一日から平成二十九年十二月三十一日まで

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）

不当廉売差額は、中国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、正常価格については、市場経済の条件が浸透している事実を認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨

物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、調査対象貨物の生産者である Guizhou Redstar Developing Dalong Manganese Industry Co., Ltd.（貴州紅星發展大龍錳業有限公司）（以下「紅星大龍」という。）及びその輸出者である Redstar Development Import and Export Co., Ltd.（貴州紅星發展進出口有限責任公司）（以下「紅星進出口」という。）から必要な情報が提供された。その他の調査当局が知り得た供給者からは回答の提出はなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

調査当局が知り得た供給者に対して質問状を送付したところ、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

紅星大龍を供給者とする調査対象貨物の輸出価格については、紅星大龍から提出された質問状の回答を踏まえ、当該調査対象貨物の輸出者である紅星進出口の本邦向け輸出取引価格

から運賃等を控除して算出した価格を用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

紅星大龍を供給者とする調査対象貨物について不当廉売差額率を算出した結果、一〇・三九パーセントであった。

調査当局が知り得た供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率は、知ることができた事実に基づき算出することとし、紅星大龍を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。

ロ 不当廉売の事実が継続し、又は再発するおそれ

調査対象貨物について不当廉売の事実があることに加え、供給者には相当程度の余剰生産能力があり、供給者の将来の生産は増加が見込まれ、追加的な増産を全て吸収できる自国市場及び海外市場は存在しない状況が認められた。

以上から、不当廉売の事実が指定された期間の満了後に継続するおそれがあると認定した。

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（以下「不当廉売輸入による損害の事実」という。）

(イ) 本邦における調査対象貨物は、国内需要が減少傾向にある中、現行の不当廉売関税に係る措置の下においても輸入が継続していたが、現行の不当廉売関税課税後の調査対象貨物の輸入価格が本邦において生産された調査対象貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の国内販売価格を上回っていた結果、平成二十八年度以降には輸入量が極めて少量にまで減少した。一方、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替可能性はさらに高まっており、取引において品質等と並んで価格が重視される中、平成二十八年度に輸入量が極めて少量になる前までは、本邦の生産者は値上げ幅の圧縮及び価格の引下げを余儀なくされていた。

(ロ) 本邦の産業に与える損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る措置により、改善が見られるが、製造原価の影響の吸収余力が少なく、調査対象貨物の輸入量が極めて少量ではない期間は利潤が悪化していたことから、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。

ロ 不当廉売輸入による損害の事実が継続し、又は再発するおそれ

(イ) 調査対象貨物の本邦における販売価格は、指定された期間が満了した場合には、少なくとも現行の不当廉売関税の課税額と同等程度下落しうると考えられる。

(ロ) 本邦の市場は現状に比して著しく拡大するとは考えにくいことから、本邦の産業上の使用

者が価格を重視していることを踏まえると、指定された期間が満了した場合に、本邦の産業は現在の国内販売量を維持するため、現在の国内販売価格について、少なくとも調査対象貨物と同等まで、価格の引下げを余儀なくされると推定される。

(ハ) その結果、本邦の産業は、製造コストでさえ大きく下回る価格設定を強いられることとなり、事業継続が極めて困難になると考えられる。

(ニ) 以上から、不当廉売輸入による損害の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認定した。

(五) 調査により得られた結論

以上から、不当廉売の事実が指定された期間の満了後に継続するおそれがあり、また、不当廉売輸入による損害の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれがあると認められたことから、不当廉売関税を課する期間を延長し、三のとおりとすることが決定された。

五 その他参考となるべき事項

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。